



2024年12月24日

各 位

会 社 名 株式会社 R E V O L U T I O N
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 新藤弘章
(コード番号 8894 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員CFO 齋藤洋佑
電 話 番 号 03-6627-3487

**吸収分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の締結
及び定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、さらなる当社グループの企業価値向上のため、構造改革の取り組みについての検討を進めており、本日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に向けて2025年5月1日（予定）を効力発生日として、当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社である株式会社 REVOLUTION REALTY（以下「REVOLUTION REALTY」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）の実施を決議し、REVOLUTION REALTY との間で本吸収分割に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本吸収分割は、当社が100%出資の子会社に対して一部事業を承継させる略式吸収分割に該当し、また、簡易吸収分割に該当するため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。

また、当社は、本吸収分割による持株会社体制への移行に伴い、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する定款変更（以下「本定款変更」といいます。）を決議しましたので、お知らせいたします。

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、不動産再販や不動産クレジット事業を中核に据え、リノベーションやリブランディングを目的としたアライアンスの締結、都心一等地を多数確保できる独自の購入ネットワークを活用したバリューアップ戦略を推進するとともに、「不動産×テック」をテーマに掲げ、M&A を駆使し、事業のさらなる拡大を目指しております。

そのような中で、当社は、不動産事業領域の拡大発展のために2024年6月28日付「リパーク株式会社及び株式会社 REGALE の株式取得（子会社化）に係る株式譲渡等契約締結及び第三者割当による普通株式の発行（現物出資）に関するお知らせ」で公表しましたとおり2社を子会社化し、その後の2024年8月30

日付「株式交付による WeCapital 株式会社の子会社化に関するお知らせ」で公表しましたとおり、株式交付の方法により WeCapital 株式会社を子会社し、M&A 戦略による当社グループの拡大を着実に実現しています。他方、当社自身も不動産事業を展開しているものの、当社グループが今後も積極的な M&A 戦略による事業展開を予定しており、当社グループの効率的かつ機動的な経営体制を構築するためには、当社の役割を子会社の経営を適切に管理及び維持する点に集中させることが望ましく、当社グループを持株会社と事業会社に分離した持株会社体制に移行することが必要な状況になっております。

そこで、当社は、吸収分割の方法により当社の完全子会社である REVOLUTION REALTY に当社の不動産事業を承継することにより持株会社に移行することを決議いたしました。これにより、当社は、当社グループに関して M&A やアライアンスなど戦略的かつ機動的に対応できる組織体制を構築し、グループ経営戦略機能の強化を図るとともに、各事業会社は各社の責任・権限のもと、事業環境に応じた自律的な経営を推進することにより、意思決定の迅速化及び機動的な事業運営が可能になると判断しております。そして、当社は、持株会社体制に移行した新たなグループ体制のもとで、「不動産×テック」をテーマに掲げる質の高いサービスを提供するグループ企業となり企業価値の向上を一層図ることを目指してまいります。

2. 持株会社体制への移行の要旨について

(1) 本吸収分割の日程

本吸収分割承認取締役会	2024年12月24日
本吸収分割契約締結	2024年12月24日
本吸収分割効力発生日	2025年5月1日（予定）

(注1)本吸収分割は、当社においては、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当し、REVOLUTION REALTY においては、同法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、いずれも吸収分割契約承認の株主総会を経ずに行う予定です。

(2) 吸収分割の方式

本吸収分割は、当社を吸収分割会社、当社の 100%子会社である REVOLUTION REALTY を吸収分割承継会社とし、当社の不動産に関する事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を REVOLUTION REALTY に承継させる吸収分割の方法により行います。なお、当社は、引き続き上場を維持いたします。

(3) 吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は 100%子会社である REVOLUTION REALTY を吸収分割承継会社とする吸収分割であり、本吸収分割に際して REVOLUTION REALTY は当社に対して株式その他の対価を交付しません。

(4) 吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 吸収分割により増減する資本金等

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

REVOLUTION REALTY は、効力発生日において、本吸収分割にかかる吸収分割契約に定めるものを当社から承継いたします。なお、REVOLUTION REALTY が当社から承継する債務につきましては、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及びREVOLUTION REALTY は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本吸収分割において、当社及びREVOLUTION REALTY が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題がないと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 2024年10月31日現在	承継会社 2024年1月19日設立時現在
① 名称	株式会社REVOLUTION	株式会社REVOLUTION REALTY
② 所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート12階	東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート12階
③ 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 新藤弘章	代表取締役 津野浩志
④ 事業内容	不動産業	宅地建物取引業等の準備業務
⑤ 資本金	299百万円	1百万円
⑥ 設立年月日	1986年3月28日	2024年1月19日
⑦ 発行済株式数	112,612,694株	100株
⑧ 純資産	18,437百万円	1百万円
⑨ 総資産	18,868百万円	1百万円
⑩ 決算期	10月31日	10月31日
⑪ 大株主及び	合同会社F01 37.45% 合同会社ルビーインベストメント 4.66% TSM総合ファーム株式会社 3.18% 橋口 遼 2.95% BNP PARIBAS LONDON BRANCH 2.54% FOR PRIME BROKERAGE	株式会社REVOLUTION 100.00%

持株比率	CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	
	リシェア株式会社	2.29%
	EVO FUND	2.18%
	松田 悠介	2.10%
	竹岡 裕介	2.08%
	芝 清隆	2.08%
⑫ 当事会社間の関係等	資本関係	当社100%出資の子会社です。
	人的関係	当社より取締役1名を派遣しております。
	取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。
⑬ 直前事業年度の業績		
	株式会社REVOLUTION (分割会社) (連結)	株式会社REVOLUTION REALTY (承継会社)
決算期	2024年10月期	
売上高	5,566百万円	0百万円
営業利益	333百万円	0百万円
経常利益	331百万円	▲401,153円
親会社株主に帰属する 当期純利益	296百万円	▲401,153円
一株当たり当期純利益	4.29円	▲4,011円
一株当たり純資産	163.81円	5,988円

(注1) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

不動産事業

(2) 分割する部門の経営成績 (2024年10月期実績)

	分割事業売上高	分割事業営業利益
不動産事業	5,463百万円	894百万円

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

分割する資産及び負債については、本事業に係る資産及び負債のうち吸収分割契約において定めるものとなりますが、2024年10月31日の貸借対照表を基準として両者間で調整し、確定する予定でございます。

5. 本吸収分割後の状況（2025年5月1日現在（予定））

（1）分割会社の概要

① 名称	株式会社REVOLUTION
② 所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート12階
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 新藤 弘章
④ 事業内容	グループ会社の経営管理等
⑤ 資本金	299百万円
⑥ 決算期	10月31日

（2）承継会社の概要

① 名称	株式会社REVOLUTION REALTY
② 所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート12階
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 砂川優太郎
④ 事業内容	不動産業
⑤ 資本金	1百万円
⑥ 決算期	10月31日

6. 今後の見通し

吸収分割承継会社である REVOLUTION REALTY は、当社の 100%子会社であるため、本吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

- （1）持株会社体制への移行に伴い、定款に定める事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものであります。
- （2）2020年10月14日付「第三者割当による種類株式の発行（一部現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に関するお知らせ」のとおり、当社は2020年10月30日に第1回B種種類株式600株を発行しましたが、その後2024年10月23日にB種種類株式が普通株式に転換され、現在、当社が発行するB種種類株式が存在していないことから、当社の定款からB種種類株式に関する規定を削除するものであります。
- （3）剰余金の配当等に関する定めを変更するものです。
- （4）上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更に係る定時株主総会	2025年1月30日（予定）
定款変更の効力発生日	2025年1月30日（予定）

以 上

別紙 定款変更案

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 不動産の売買、賃貸借、仲介、鑑定及び管理業並びに駐車場の経営 2. 建築設計・監理施工及び請負業、土木工事業 3. 債権管理回収業 4. 投資業</p> <p>5. 商品投資販売業、商品投資顧問業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、特定店頭商品デリバティブ取引業 6. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業 7. その他金融サービス及びそれに附帯又は関連する一切の業務 (新設) (新設)</p> <p>8. 貸金業 9. リース業 10. IT 関連事業 11. 損害保険代理店業及び少額短期保険代理店業並びに生命保険の募集に関する業務 12. 魚類増殖用施設の販売及び輸出入業 13. 人事、総務等の事務代行業 14. 企業、団体等の社会的責任 (C S R) に関する支援業 15. 統合/機能性医療事業 (新設)</p> <p>16. 前各号に関連するライセンスの管理業 17. 前各号に関連する、製造業、卸売業、小売業、輸出入業、通信販売業及び販売流通業 18. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発及びコンサルティング業 19. 前各号に付帯又は関連する一切の業 20. 前各号に掲げる事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</p>	<p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>1. 不動産の売買、賃貸借、仲介、<u>交換、代理</u>、鑑定及び管理業並びに駐車場の経営 2. 建築設計・監理施工及び請負業、土木工事業 3. 債権管理回収業 4. <u>投資事業組合、投資事業有限責任組合、匿名組合、任意組合の企画及び組成その他投資業</u> 5. 商品投資販売業、商品投資顧問業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、特定店頭商品デリバティブ取引業 6. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業 7. その他金融サービス及びそれに附帯又は関連する一切の業務 8. <u>経営及び不動産投資に関するコンサルティング業</u> 9. <u>海外不動産に関する出版物等の企画及び販売</u> 10. 貸金業 11. リース業 12. IT 関連事業 13. 損害保険代理店業及び少額短期保険代理店業並びに生命保険の募集に関する業務 14. 魚類増殖用施設の販売及び輸出入業 15. 人事、総務等の事務代行業 16. 企業、団体等の社会的責任 (C S R) に関する支援業 17. 統合/機能性医療事業 18. <u>子会社、関係会社等に対する企業経営並びに人材育成に関する教育、研修及びコンサルティング業</u> 19. 前各号に関連するライセンスの管理業 20. 前各号に関連する、製造業、卸売業、小売業、輸出入業、通信販売業及び販売流通業 21. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発及びコンサルティング業 22. 前各号に付帯又は関連する一切の業 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案														
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は250,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。<u>ただし、第1回ないし第3回B種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500株を超えないものとする。</u></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>普通株式</td> <td>250,000,000株</td> </tr> <tr> <td>A種種類株式</td> <td>4,650,000株</td> </tr> <tr> <td><u>第1回B種種類株式</u></td> <td><u>2,500株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第2回B種種類株式</u></td> <td><u>2,500株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第3回B種種類株式</u></td> <td><u>2,500株</u></td> </tr> </table> <p>以下、第1回ないし第3回B種種類株式を併せて「<u>B種種類株式</u>」といい、第1回ないし第3回B種種類株式のうち<u>のいずれか一つの種類の株式を意味する場合には「各B種種類株式」という。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、<u>A種種類株式及びB種種類株式</u>につき1株とする。</p> <p>(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利)</p> <p>第10条の6 当社は、株式の併合をするときは、<u>普通株式、A種種類株式及び各B種種類株式</u>ごとに同時に同一の割合で併合する。</p> <p>2. 当社は、株式の分割をするときは、<u>普通株式、A種種類株式及び各B種種類株式</u>の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。</p> <p>3. 当社は、当社の株主に株式の無償割当を行うときは、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、<u>B種種類株式を有する株主(以下第1回ないし第3回B種種類株式を有する株主を併</u></p>	普通株式	250,000,000株	A種種類株式	4,650,000株	<u>第1回B種種類株式</u>	<u>2,500株</u>	<u>第2回B種種類株式</u>	<u>2,500株</u>	<u>第3回B種種類株式</u>	<u>2,500株</u>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は250,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>普通株式</td> <td>250,000,000株</td> </tr> <tr> <td>A種種類株式</td> <td>4,650,000株</td> </tr> </table> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種種類株式につき1株とする。</p> <p>(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利)</p> <p>第10条の6 当社は、株式の併合をするときは、<u>普通株式及びA種種類株式</u>ごとに同時に同一の割合で併合する。</p> <p>2. 当社は、株式の分割をするときは、<u>普通株式及びA種種類株式</u>の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。</p> <p>3. 当社は、当社の株主に株式の無償割当を行うときは、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、<u>それぞれ同時に同一の割合で割当てる。</u></p>	普通株式	250,000,000株	A種種類株式	4,650,000株
普通株式	250,000,000株														
A種種類株式	4,650,000株														
<u>第1回B種種類株式</u>	<u>2,500株</u>														
<u>第2回B種種類株式</u>	<u>2,500株</u>														
<u>第3回B種種類株式</u>	<u>2,500株</u>														
普通株式	250,000,000株														
A種種類株式	4,650,000株														

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>せて「B種種類株主」といい、第1回ないし第3回B種種類株式のうちのいずれか一つの種類の株式を有する株主を意味する場合には「各B種種類株主」という。）には各B種種類株式の種類ごとに各B種種類株式をそれぞれ同時に同一の割合で割当てる。</u></p> <p>4. 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、<u>各B種種類株主には各B種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> <p>5. 当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、<u>各B種種類株主には各B種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> <p>6. 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、<u>各B種種類株主には各B種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u></p> <p><u>(B種種類株式の発行)</u> <u>第10条の8 当社の発行するB種種類株式の内容は、以下のとおりとする。</u></p>	<p>4. 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> <p>5. 当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> <p>6. 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当) <u>第 10 条の 9 当社は、B 種種類株主及び B 種種類株式の登録株式質権者（以下第 1 回ないし第 3 回 B 種種類株式のうちのいずれか一つの種類の株式の登録株式質権者を「各 B 種種類登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。</u></p>	(削除)
<p>(議決権) <u>第 10 条の 10 B 種種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。</u></p>	(削除)
<p>(種類株主総会) <u>第 10 条の 11 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、各 B 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>2. 第 13 条、第 15 条及び第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>3. 第 14 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>4. 第 14 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>	(削除)
<p>(普通株式を対価とする取得請求権) <u>第 10 条の 12 (1) 普通株式対価取得請求権</u> <u>各 B 種種類株主は、各 B 種種類株式発行後いつでも、当社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式（以下「対価普通株式」という。）の交付と引き換えに、その有する各 B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下この請求を「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係る各 B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、当該各 B 種種類株主に対して交付するものとする。</u> <u>(2) 各 B 種種類株式を取得するのと引換えに交付する普通株式の数</u> <u>対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る各 B 種種類株式の数に、1,000,000 円を乗じて得られる額を、下記 (3) 乃至 (5) に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、各 B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしない。</u> <u>(3) 当初取得価額</u> <u>各 B 種種類株式について会社法第 199 条第 1 項各号に定める事項を決定する日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 100% に相当する金額の 0.1 円未</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>満の端数を切り上げた金額をいう。</p> <p>(4) 当初取得価額の修正 取得価額は、各B種種類株式の発行日以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日の直前取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（但し、0.1円未満の端数を切り上げる。また、下記(5)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。</p> <p>(5) 取得価額の調整 (a) 当社は、各B種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。</p> $\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{取得価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{取得価} \\ \text{額} \end{array} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{増加普通株式数}}$ <p>(b) 取得価額調整式により取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 当会社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）、調整後取得価額は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式分割により当会社普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>又は権利の全てが当初取得価額によって請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>④ 当会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当会社普通株式を交付する場合、調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤ 本号(b)①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本号(b)①乃至③の定めに関わらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(c) 取得価額調整式の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>① 円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。</p> <p>② 取得価額調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本号(b)②の場合には、取得価額調整式で使用する増加普通株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(d) 本号(b)の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき既発行普通株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(e) 本号に定めるところにより取得価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得価額、調整後取得価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにB種種類株主に通知する。但し、本号(b)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第10条の13 (1) 金銭対価取得請求権</p> <p>各B種種類株主は、各B種種類株式発行後、下記(2)に定める条件が成就した場合には、当該条件が成就した日以後</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>いつでも、当会社に対して、下記(3)に定める金銭(以下「対価金銭」という。)の交付と引き換えに、その有する各B種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下この請求を「金銭対価取得請求」という。)、当会社は、当該金銭対価取得請求に係る各B種種類株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、対価金銭を、当該各B種種類株主に対して交付するものとする。但し、分配可能額を超えて各B種種類株主から取得請求があった場合、取得すべき各B種種類株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>(2) 金銭対価取得請求権の行使の条件 東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)が下限取得価額を下回ること。</p> <p>(3) 各B種種類株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額 対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係る各B種種類株式の数に、10,000,000円を乗じて得られた額とする。但し、B種種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種種類株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。</p>	
<p>(金銭を対価とする取得条項(強制償還)) 第10条の14 当会社は、各B種種類株式発行後、いつでも、各B種種類株主に対して、当会社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、各B種種類株主又は各B種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、各B種種類株式の全部又は一部を取得することができる。各B種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該各B種種類株式の数に10,000,000円を乗じて得られた額とする。但し、B種種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種種類株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。なお、一部取得を行うにあたり、取得する各B種種類株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。</p>	(削除)
<p>(B種種類株式の譲渡の制限) 第10条の15 譲渡によるB種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。</p>	(削除)
<p>(法令の変更等) 第10条の16 法令の変更等に伴い、B種種類株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当決定機関)</p> <p>第 30 条 当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</p> <p>2. 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 30 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(削除)</p>